

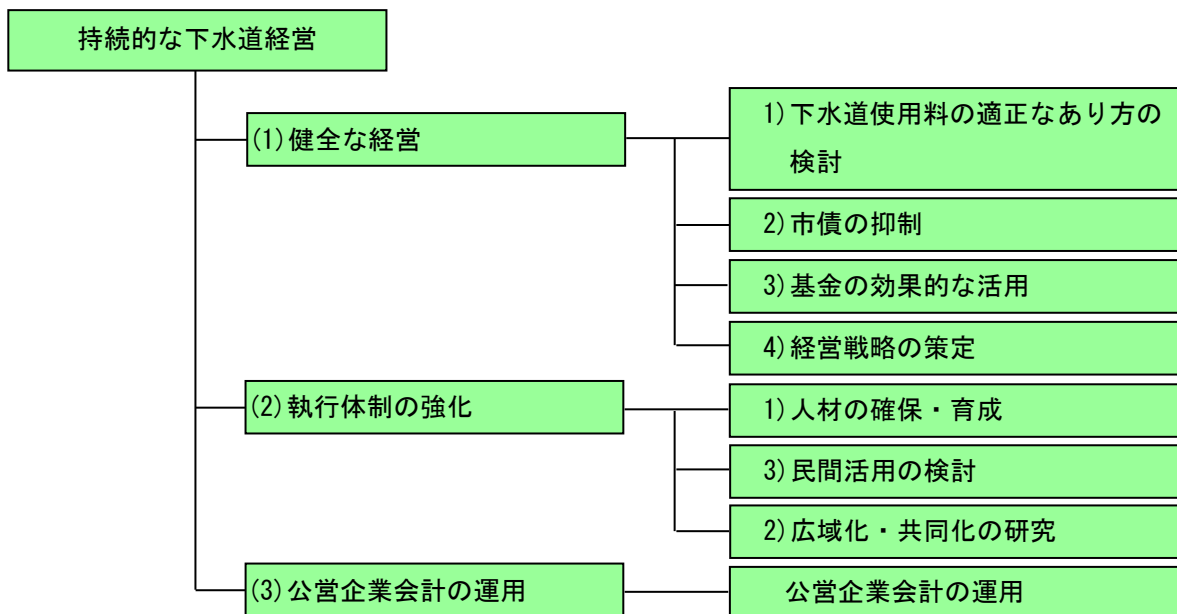
### 3. 持続的な下水道経営

本市の下水道普及率は100%を達成しているが、既に建設された施設の老朽化対策や浸水対策、地震対策など、多くの課題が残されている。

今後は、これら課題を解決していくとともに、構築された膨大な下水道施設を効率的に管理し、市民に安定した下水道サービスを提供していくことが求められる。そのためには、“下水道を整備する”ことから、“下水道を経営する”ことへ意識を改革していかなければならない。

**本項では、持続的な下水道経営に向けた方針・目標と施策を示す。**

本市の下水道は、予防保全的手法による計画的な施設管理を基本方針としてトータルコストの縮減を図るとともに、下水道使用料などの収入とのバランスや事業優先度、事業費の平準化を考慮した財政を見通し、下水道経営を持続していく。また、効果的な下水道経営手法等を促進することにより、下水道の経営基盤強化を図っていく。



持続的な下水道経営における施策体系

### 3. 1 健全な経営

#### (1) 方針・目標

今後、下水道施設の更新等による事業費の増加や節水意識の向上等による有収水量の減少が見込まれる中、一層の健全な経営が求められる。そのため、適正な下水道使用料のあり方について引き続き検討するとともに、市債の抑制や基金の活用を行う。

#### (2) 具体的な施策

##### 1) 下水道使用料の適正なあり方の検討

下水道施設の更新等による事業費の増加や節水意識の向上等による有収水量の減少が見込まれる中、コスト縮減を行いつつ、4年に一度、下水道使用料を見直す。

##### 2) 市債の抑制

近年の大規模施設整備により、市債発行は増加傾向にある。このような中で、健全な経営のために、平成27年度から開始した20%の起債抑制を継続する。なお、起債抑制による歳入の減少は、基金の取り崩しと一般会計からの繰入金により賄う。

##### 3) 基金の効果的な活用

世代間の公平性と利用者への急激な負担増を避けることを目的に、平成25年度に創設した「武蔵野市下水道事業基金」を有効に活用する。具体的には、単年度の収支において使用料収入が汚水処理経費を上回る部分の資金を積み立て、大規模な施設更新等に必要となる費用や、起債抑制による歳入の減少を補う費用として支出する。

##### 4) 経営戦略の策定

将来にわたって安定的に事業を継続していくために、総務省が公営企業に策定を要請する経営戦略を策定し、中長期的な経営の基本計画として位置付ける。

### 3. 2 執行体制の強化

#### (1) 方針・目標

将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、カネだけでなく、ヒトも重要である。そのため、人材の確保、育成を継続的に実施するとともに、広域化、共同化、包括委託等の手法もあわせて検討する。

#### (2) 具体的な施策

##### 1) 人材の確保・育成

下水道事業においては、下水道技術や公営企業会計等、従事する職員に高度な専門的知見が求められる場合も多い。このため、高度な専門的知見を持つ人材を確保し、またはそのような知見を習得できるよう各種研修やOJT、業務のマニュアル化等により人材を育成する。

##### 2) 民間活用の検討

平成24年4月に発表された国の管路施設維持管理業務委託等調査検討会による「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」では、技術職員不足の深刻化に鑑み、下水道管路施設の包括的民間委託のあり方が提示されており、これに基づき国は管路施設の包括的民間委託の導入推進を図ってきた。このような中で、経費節減だけでなく、外部の専門的知見の活用や緊急時の対応といったヒトの視点からも、下水道事業の包括委託等の民間活用の手法を検討する。

##### 3) 広域化・共同化の研究

平成26年7月に国が策定した新下水道ビジョンでは、限られた人材の有効活用のために、広域化・共同化の重要性が記述されている。また、平成27年5月に改正された下水道法では複数の下水道管理者が広域的な連携について協議する場としての協議会制度が創設され、全国で活用が進んでいる。このような中で、経費の節減だけでなく、職員の技術力の共有や継承といったヒトの視点からも、近隣の自治体と連携し、下水道事業の広域化・共同化について研究する。

---

### 3. 3公営企業会計の 運用

#### (1) 方針・目標

総務省の方針に基づき、本市下水道事業においても、平成 32 年 4 月 1 日に地方公営企業法を一部適用し、公営企業会計へ移行する方針であり、現在準備作業を進めている。

公営企業会計への移行に伴い、経営状態の明確化、事業運営の弾力化等が図られる。

#### (2) 具体的な施策

##### 公営企業会計の運用

現在、公営企業会計への移行準備として、関係部局との調整・連携や、独自の会計システムの導入検討等を進めている。移行後は 5 年に一度のシステム入れ替えを行う。